

健生衛発 0326 第 3 号
令和 7 年 3 月 26 日

各

都	道	府	県
市		町	村
特		別	区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
(公 印 省 略)

埋葬、火葬又は改葬許可のオンライン申請に関する Q & A について

墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）においては、埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は市町村長（特別区の区長を含む。）の許可を受けなければならないとされているところ（同法第 5 条第 1 項）、埋葬、火葬又は改葬許可の申請については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）等に基づき、同法第 6 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことが可能です。

今般、「令和 6 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 6 年 12 月 24 日閣議決定）において、「改葬の許可（5 条 1 項）の申請に係る埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（施行規則 2 条 2 項 1 号）については、申請者及び市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）の負担を軽減するため、オンラインによる提出が可能であることを明確化し、市町村に令和 6 年度中に通知する。」とされたことも踏まえ、埋葬、火葬又は改葬許可の申請が上記方法により行われる場合の取扱い等について別添のとおり Q & A をとりまとめましたので通知します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

埋葬、火葬又は改葬許可のオンライン申請に関する Q & A

No.	質問	回答
1	埋葬、火葬又は改葬許可の申請について、電子メール等のオンラインによる方法でも受け付けるといったことはできますか。	埋葬、火葬又は改葬許可の申請についても、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年厚生労働省令第40号）の定めるところに従ってオンライン申請を行うことができます。したがって、市区町村の判断により、電子メール等のオンラインによる方法でされた埋葬、火葬又は改葬許可の申請であっても受け付けることとするということは可能です。
2	改葬許可の申請をオンラインによる方法でも受け付ける場合、墓地又は納骨堂の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面もオンラインによる方法で提出させるといったことはできますか。	改葬許可の申請がオンラインによる方法で行われる場合、当該申請に添付すべき墓地又は納骨堂の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面についても、市区町村においてその原本を確認する必要があると認める場合を除き、書面をPDF化したデータを電子メールに添付させるなど、オンラインによる方法で提出させるということは可能です。 どのような場合に原本を確認する必要があると認めることになるのかについては市区町村の判断によりますが、例えば、以下のような場合には、原本を確認する必要がないと判断しても差し支えないと考えられます。 ・当該書面を作成した管理者の管理する墓地又は納骨堂を経営しているのが改葬許可の申請先の市区町村であるなど、申請を受けた市区町村において埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を容易に確認できる場合 ・当該書面をPDF化したデータに当該書面を作成した管理者の電子署名がされるとともに、当該電子署名に係る電子証明書が併せて提出されている場合 ・当該書面の原本を確認しなくとも、他の添付書類等により適正な申請であるということが担保されると認められる場合 なお、当該書面をPDF化したデータをオンラインによる方法で提出させる場合、その原本が申請者の手元に残ることになるほか、当該データの複製を作成することも容易であると思われるため、申請者等がこのことを悪用し、当該データの複製又は当該書面を再度PDF化したデータを添付した他の申請を別途行ったようなときに、当該他の申請に対しても改葬許可をするということがないよう注意する必要があります。